

令和5年度（令和4年度からの繰越分）中小企業イノベーション創出推進事業費
補助金交付要綱

（通則）

- 1 令和5年度（令和4年度からの繰越分）中小企業イノベーション創出推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、革新的な研究開発を行う中小企業（以下「スタートアップ等」という。）による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装し、我が国のイノベーション創出を促進するための制度（以下「SBIR制度」という。）において、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実装事業（フェーズ3）の実施に要する費用に充てるために、一般社団法人低炭素投資促進機構が行う基金の造成（以下「基金造成事業」という。）に必要な経費を交付することを目的とする。

（交付対象事業）

- 3 この補助金は、「中小企業イノベーション創出推進事業実施要領について」（令和5年4月21日産情発0421第1号）の別紙「中小企業イノベーション創出推進事業費補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、基金造成事業に必要な経費を交付の対象とする。

なお、事業の実施においては、SBIR制度を所管する内閣府と共同して実施することとする。

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 対象経費	2 基準額
中小企業のイノベーション創出推進に必要な経費	5,260,000,000円

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 基金造成事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 基金造成事業が完了しない場合又は基金造成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (3) 基金造成事業の遂行状況について厚生労働大臣の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
 - (4) 基金造成事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
 - (5) 基金造成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金造成事業が完了し、交付額の額が確定した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (6) 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
 - (7) 一般社団法人低炭素投資促進機構は、基金の運用によって生じた運用益について、当該基金に繰り入れるものとする。
 - (8) 一般社団法人低炭素投資促進機構は、毎年度、補助事業（実施要領に定める補助事業をいう。）に係る経理の精算終了後、実施要領の定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (9) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额（運用益を含む。）を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
 - (10) 基金の解散後においても本来基金に帰属すべき収入が生じた場合には、解散時に準じて、これを国庫に納付しなければならない。
 - (11) 基金の額が基金造成事業の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
 - (12) その他一般社団法人低炭素投資促進機構は、基金の取扱いについては実施要領の定めるところにより行わなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、令和5年4月28日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 一般社団法人低炭素投資促進機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2による変更申請書

に關係書類を添えて、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6、7の規定による申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、基金造成事業が完了した日から起算して1月を経過した日（5の（1）による基金造成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別紙様式3）を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

- 11 特別の事情により、4、6、7及び10に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。